

四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託審査基準

1 審査方法

本審査基準をもとに、一次審査及び二次審査を行う。なお、参加事業者及び一次審査通過者が1者の場合も審査を行うものとする。

2 一次審査（参加資格確認及び見積書）（計150点）

参加資格を満たす者から提出された書類をもとに、価格評価（150点）を行う。

価格に係る評価点は、以下の方法で計算する。

$(1 - \text{見積価格} / \text{提案上限額}) \times 150 \text{ 点}$ （小数点第1位を四捨五入）

3 二次審査（プレゼンテーション審査及び書類審査（検査確認結果報告書））（計300点）

一次審査を通過した者によるプレゼンテーション審査及び書類審査（検査確認結果報告書）をもとに審査する。

<注意事項>

- （1）プレゼンテーション審査の点数が、6割に満たなかった場合は失格とする。
- （2）書類審査（検査結果確認報告書）において、本市が設定した最重要項目（S項目）は全て適合していること。ただし、不適合項目がある場合は、不適合解消に向けた方針や改修計画など、改善策のヒアリングを実施し、当該改善策が適合基準を満たすと本市が判断した場合は、これを適合したものとみなす。
なお、ヒアリングの結果、不適合項目の改善案が適合基準に満たないと本市が判断した場合は、失格とする。
- （3）検査確認結果報告書については、令和6年10月31日（木）午後5時までに提出がされない場合は、失格とする。

4 受託候補事業者の決定方法

一次審査及び二次審査の合計得点が、最も高い事業者を受託候補事業者とする。

合計得点が同じとなった場合は、見積金額（総額）のより低い事業者とする。

また、見積金額（総額）が同額の場合は、くじにより決定した事業者とする。

くじを行う場合は、選挙管理委員会事務局から事業者に連絡をする。

(1) プレゼンテーション審査 (150点)

評価項目	評価内容	評価のポイント	配点
本業務の実現可能性	・実施要領に記載されている「1 目的」を踏まえ、委託内容を実現するための業務実施体制や実施までのスケジュール案を提案してください。	・選挙事務に支障なく、公正、適正に執行できる業務実施体制となっているか。 ・市長選挙実施までのスケジュールが実現可能なものとされているか。	20
投票所	・投票所において、名簿照合後から投票所を退室するまで（電磁的記録式投票機を使用した投票開始時、投票終了時、投票終了後退室するまで）を提案してください。 ・電磁的記録式投票機の操作性等を提案してください。 ・機器のトラブル等が発生した場合の対策について提案してください。	・名簿照合後から投票所を退室するまでの流れについて、当該機器の操作に不安を感じやすい高齢者にとってもわかりやすいものとなっているか。 ・選挙人が間違いなく投票できる仕組みとなっているか。 ・電磁的記録式投票機の操作性、画面表示が分かりやすく、使いやすいものとなっているか。	40
開票所	・開票から集計が終了するまでの流れを提案してください。（本市で貴社システムを導入した場合の開票から集計が完了するまでに係る処理速度を提案に含むようにしてください。） ・トラブルが発生した場合の対策（危機管理及びバックアップ体制）について提案してください。	・開票時間の短縮化を実現できるシステムになっているか。 ・開票及び集計までの流れについて、開票事務従事者にとってわかりやすいものとなっているか。 ・開票所においてトラブルが発生した場合の対策が十分講じられているものといえるかどうか。	30
人的支援	・選挙が公正かつ適正に執行できるよう、契約締結日以降、告示日、期日前投票、当日投票及び開票所などにおいて可能な人的支援を提案してください。	・期日前投票所、投票所及び開票所などにおいて、トラブルが生じた際の人的支援が十分なものとなっているか。	40
必要機能	・適合確認の各項目のうち、極めて重要な項目（法令により具備すべきとされているもので本市が特に重要視している項目）について、実機を用いて示してください。	・候補者を表示する際の文字スペースの割当てやフォントなどを均一になっているか。 ・適切な権限を持つ管理者のみがシステムを操作することを可能とし、システムの利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有しているか。 ・二重投票を防止するための適切な手段が施されているか。 ・票が記録される前に選択内容が確認できるか。 ・投票所の閉鎖後、電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出すことができるか。 ・秘匿されるべき情報が保護されるように、ハードウェア上の配慮がなされているか。	20

※ 選挙人や選挙管理委員会のメリットとなる特徴的な提案がある場合は、それぞれの項目で考慮（加点）するものとする。

(2) 書類審査（検査結果確認報告書）（150点）

評価項目	評価内容	配点
検査確認結果報告書	別紙「電子投票システムに関する技術的条件の機能要件書」に掲げる各項目（106項目（総務省が定める電子投票システムに関する技術的条件の重複している項目を除く。））を①の分類に分け、②の計算式により求める。 ① 項目の分類 ・最重要項目（S項目：56項目）・・・5点 ・重要項目（A項目：14項目）・・・3点 ・やや重要項目（B項目：36項目）・・・1点 ※ 最重要項目（S項目）で検査確認結果報告書において不適合となっているもので、業者選定委員会が実施するヒアリングで適合と判断したものについては、5点を加点するものとする。 ② 計算式 （S項目の適合項目数×5点＋A項目の適合項目数×3点＋B項目の適合項目数×1点）／満点358点×150点（小数点第1位を四捨五入）	150